

令和3年1月25日

保護者様

松前町教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する特別警戒期間の延長について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、愛媛県が1月26日（火）までとしていた特別警戒期間が下記のとおり2月7日（日）まで延長されました。

このため、学校（園）においても、下記のとおり引き続き感染回避行動を継続して実施します。

ご家庭におかれても感染拡大を防ぐための要請内容に準じて対応していただきますようお願いいたします。

記

県知事の会見内容

1 特別警戒期間の延長

「感染警戒期」～特別警戒期間～《延長》1月27日（水）～2月7日（日）

2 学校（園）についての要請内容

次の内容は、県立学校を対象としたものですが、町立幼稚園・小中学校についても、これに準じた対応とします。

- 授業や部活動において、身体接触を伴う活動等は、学校（園）長の許可の下、健康観察や3密回避を徹底し注意をして実施
- 近隣校以外との練習試合は禁止
[期間] 感染警戒期中
- 年末年始の人の移動等の影響が収まるまでの間は、身体接触を伴う活動等は極力控える。
[期間] 2月7日（日）まで

3 感染拡大を防ぐための要請内容

- 感染拡大地域（特定都道府県）への不要不急の往来や出張の自粛
- 会食に関して次の事項に注意
 - (1) 5人以上、長時間の会食は行わない
 - (2) 体調不良の方は参加しない
 - (3) 感染拡大地域での滞在など2週間以内に感染リスクの高い行動を取っている方は、会食を避ける
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意
 - (1) 飲酒を伴う懇親会等
 - (2) 大人数や長時間に及ぶ飲食
 - (3) マスクなしでの会話
 - (4) 狭い空間での共同生活
 - (5) 居場所の切り替わり